

山形県民の健康確保及び地球温暖化防止のための
高断熱住宅の普及に向けた提言（案）

山形県省エネ木造住宅推進協議会

<提言内容>

- (1) 断熱性能を従来の水準以上に高めた住宅の建築を推進する
- (2) 既存住宅においても改修による断熱性能の向上を推進する
- (3) 県民に向けた高断熱住宅の情報発信と客観的な情報提供に取り組む
- (4) 断熱性能、気密性能の高い住宅の実現に向けて、設計や施工技術の向上に取り組む

1 提言の目的

山形県をはじめとする日本の住宅の断熱性能は、諸外国に比べて低い水準にあることが指摘されてきました。特に寒冷な山形県において、高断熱住宅を普及させていくことは以下の効果があり、住宅関係団体によって構成される当協議会は、従来よりも一段と性能の高い高断熱住宅の普及に向けて提言を行います。

○ 山形県民の健康を確保するためには、住宅の断熱強化が非常に有効である。

寒冷な気候の山形県において断熱性能の低い住宅に住むことは体への負担も大きく、そのことが交通事故死の4倍に上る入浴事故死を引き起こす原因にもなっていると考えられます。山形県において、長い冬を快適に過ごし、健康を確保していくためにも住宅の断熱強化は貢献します。

○ 地球温暖化防止のためには、住宅の断熱性能をより一層強化する必要がある。

地球温暖化防止のため、2016年11月に発効したパリ協定は二酸化炭素を長期的には排出しないような社会の必要性を説き、その対策として住宅もゼロエネルギー化が求められています。こうした状況の中、暖房消費の多い山形県では断熱性能を強化することが、住宅におけるエネルギー消費の大幅な削減につながります。

○ 住宅の断熱性能強化は、県民のエネルギー支出を抑制するとともに、住宅への投資増という効果をもたらす。

山形県民の暖房用エネルギー支出は全国的に見ても大きく、住宅の断熱性能強化によって大きな節減効果が期待できます。さらに、住宅の断熱性能を高めていくことは建築工事の需要を拡大することになります。住宅の断熱性能強化は、県外へのエネルギー支出を減じ、県内の住宅ストックへの投資に転換していくことで地域経済の活性化と安定化にも寄与します。

2 提言の技術的ポイント

- 住宅の暖房を効率化するためには、設備以前に住宅そのものの断熱性能を高めることが重要である。

平成 25 年の省エネルギー法の改正によって、住宅は従来の断熱性能だけの評価から、設備機器の効率までを含めた一次エネルギー評価となりました。そのことによって様々な設備の導入や効率化が進んでいることは歓迎すべきことですが、住宅の躯体は恒久的に使われる部位となることから、まずは優先的に外皮の断熱性能を上げていくようにしなければなりません。

- 住宅の断熱性能に対する国基準は最低基準であり、より高い水準を明示していくことで、さらなる高性能化を推進していく必要がある。

現在の省エネルギー基準が求めている外皮の断熱性能は平成 11 年に定められた基準であり、これは最低基準であると考えられます。すでにその基準を大きく上回る性能の住宅も県内で数多く建てられており、こうした技術をより一層高めて広げていくためにも次なる目標の設定が必要です。また、国基準には気密性能の規定はなくなりましたが、断熱性能を高めていく際には気密性能も同時に高めていく必要があります。

- 住宅全体の断熱性能を向上させていくためには新築のみならず、既存住宅の断熱改修にも取り組んでいかなければならない。

断熱性能の高い住宅を建築するのは新築時がもっとも取り組みやすいものの、その数は住宅全体の一部にしかなりません。そのため、既存の住宅については断熱改修を行っていく必要があります。それと同時に、全体的な改修だけでなく、部分的な改修を行う方法や、耐震改修と組み合わせて行う方法など、既存住宅の効果的な断熱改修を進めるための手法を確立していく必要があります。

3 提言が目指す住宅の断熱性能の水準について

山形県内で住宅を建築する際の断熱性能は、「2020 年を見据えた住宅の高断熱化技術開発委員会（HEAT20）」が提案する「G1」「G2」水準を目指していく。

目指す断熱性能とする外皮平均熱貫流率 U_A 値（太枠が山形県内の目標水準）

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
国の省エネ基準	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	
G1 水準	0.34	0.34	0.38	0.46	0.48	0.56	0.56	—
G2 水準	0.28	0.28	0.28	0.34	0.34	0.46	0.46	—